

会議録

会議の名称	本庄市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成28年10月14日(金) 午後1時30分から 午後2時30分まで
開催場所	本庄市役所5階 503会議室
出席者	(委員) 山口委員、巴委員、浅見委員、阿部委員、吉田委員、栗原委員 (事務局) 中山行政管理課長、三森課長補佐、大島主査、木田主任、菊池主事
欠席者	松本委員、保岡委員
議題 (次第)	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 審議会の公開について (3) 平成27年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告) (4) 平成28年度上半期 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告)
配付資料	・次第 ・本庄市情報公開・個人情報保護審議会 委員名簿(資料1) ・本庄市情報公開・個人情報保護審議会 関係規則・法令集(資料2) ・平成27年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(資料3) ・平成28年度上半期 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(資料4) ・本庄市情報公開条例の逐条解説(資料5) ・本庄市個人情報保護条例の逐条解説(資料6) ・行政資料等一覧表(資料7) ・個人情報の利活用と保護に関するハンドブック(資料8)
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (三森課長補佐)	定刻となりましたので、ただいまより、本庄市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。 本日は、公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

様式

	<p>ざいます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます、行政管理課課長補佐の三森と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>始めに、本審議会は委員の過半数の出席が必要となっておりますが、ただいまの出席は8名中6名でございます。よって定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録につきまして、全文筆記に近い要約として作成させていただき、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、ご了承のほどお願ひいたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は、お手元に配布させていただいております。</p> <p>次第、委員名簿（資料1）、関係規則・法令集（資料2）、平成27年度情報公開制度の実施状況・個人情報保護制度の実施状況（資料3）、平成28年度上半期情報公開の実施状況・個人情報保護制度の実施状況（資料4）、情報公開条例の逐条解説（資料5）、個人情報保護条例の逐条解説（資料6）、行政資料等一覧表（資料7）、個人情報の利活用と保護に関するハンドブック（資料8）となっております。不足等がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、行政管理課長の中山からあいさつを申し上げます。</p>
事務局 (中山課長)	(あいさつ)
事務局 (三森課長補佐)	<p>それでは、議事に入ります前に、本日は、委員の皆様の初顔合わせとなりますので、恐れ入りますが委員の皆様に自己紹介を一言お願いしたいと思います。名簿順ということで、山口委員からお願ひいたします。</p> <p>(委員の自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、事務局として総務部行政管理課の職員を紹介させていただきます。行政管理係の大島と申します。よろしくお願いします。同じく木田と申します。よろしくお願いします。同じく菊池と申します。よろしくお願いします。以上でございます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。会長選任までの間は、行政管理課長の中山が仮議長を務めさせていただきまして進行させていただきたいと思います。</p>
仮議長 (中山課長)	それでは、会長選任までの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

様式

	<p>本日は委員にご就任いただいたから初めての会議でございます。</p> <p>まず、議事（1）会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>会長、副会長につきましては、本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>初めに、会長の互選でございますが、委員の皆さま方から自薦、他薦などございますでしょうか。</p>
栗原委員	事務局案は何かありますか。
仮議長 (中山課長)	はい。それでは事務局提案はありますでしょうか。
事務局 (三森課長補佐)	事務局からご提案させていただきます。事務局といたしましては、会長につきましては市議会議員でいらっしゃいます山口委員にお願いしたいと考えております。以上でございます。
仮議長 (中山課長)	<p>ただいま事務局の方から市議会議員選出の山口委員に会長をということで提案がございました。皆さま、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、山口委員よろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、副会長の互選につきましてでございます。</p> <p>委員の皆さま方から同じく自薦、他薦などございますでしょうか。</p>
栗原委員	会長が決まった後なので、会長の方でもし会議を進行するに当たってご推薦される方がありましたら、私はその方で結構だと思っております。
仮議長 (中山課長)	ただいま栗原委員から、会長の方でもし副会長として推薦される方がいらっしゃればということでお話がありましたら、会長の方はいかがでしょうか。
山口会長	私としては、全員の方になっていただきたいのですが、そうもいきませんので、事務局の方で何か案がありましたらお願いします。
仮議長 (中山課長)	それでは、事務局として案はありますかということでお話がございましたので、事務局の方で提案はありますでしょうか。
事務局 (三森課長補佐)	それでは、事務局からご提案させていただきます。事務局といたしましては、本日欠席ではございますけれども、副会長につきまして、本庄市の顧問弁護士であります保岡委員にお願いしてはどうかと考えております。保岡委員におかれましては、本庄市の顧問弁護士として様々な行政課題に対する法律相談等に対応いただいております。以上でございます。
仮議長 (中山課長)	ただいま、事務局提案といたしまして、本日急用でご欠席ということで連絡をいただいたのですが、顧問弁護士の保岡委員という案が示されました。いかがでしょうか。

様式

	(異議なしの声)
栗原委員	今日は急用でご欠席になられているのでしょうかが、審議会を運営するに当たって会長、副会長の双方がそろっていないと好ましくないと思うのですが、その辺りの担保は大丈夫なのでしょうか。
事務局 (中山課長)	はい。保岡委員につきましては、今朝体調を崩されたというお話で急遽ご欠席というお話がありました。それまでは出席をしていただけるというお話でしたので、次回につきましては出席をしていただけると考えております。以上でございます。
栗原委員	分かりました。
山口会長	保岡委員が欠席ということですけれども、副会長ということでお受けになつていただけるのでしょうかね。
事務局 (中山課長)	保岡委員につきましては、もし、どなたもいらっしゃらなければということでお話はお聞きしております。
山口会長	分かりました。
仮議長 (中山課長)	ありがとうございました。それでは、会長の方が選出されましたので、この後の進行につきましては、山口会長にお任せをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。前方の会長席へ移動をお願いします。
山口議長	(会長あいさつ) 引き続き、議事を進行させていただきます。 次に、議事（2）審議会の公開につきまして事務局から説明をお願いします。
事務局 (三森課長補佐)	事務局から説明させていただきます。 当審議会の行う調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。 本日の案件につきましては、特に非公開にすべき事項はございません。公開することでよろしいでしょうか。
栗原委員	その都度決めていくということですか。それともこれから続く審議会は、この審議会が終結するまで公開するということでしょうか。
事務局 (中山課長)	ただいまの栗原委員のご質問でございますけれども、審議会条例の第8条のところに「調査審議の手續は、公開するものとする」という条項がございまして、そこのただし書の中で「出席委員の過半数で非公開を議決としたときは、この限りでない」ということになっておりますので、その都度ということでお考えいただければと思います。
栗原委員	ありがとうございます。
山口議長	それではよろしいでしょうか。本日の案件につきましては、ただいま事務

様式

	<p>局から説明がありましたが、特に非公開とすべき事項はございません。委員の皆さまにお諮りします。公開にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは同意をいただきました。本日の審議会は公開することといたします。</p> <p>次に、事務局に確認ですが、本日の審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (三森課長補佐)	傍聴希望者はおりません。
栗原委員	今の点について確認させていただきたいのですが、この会議自体が傍聴可能なのかどうかという確認をさせていただいてもよろしいですか。
事務局 (三森課長補佐)	会議自体は基本的に傍聴可能ということで考えております。
山口議長	それでよろしいでしょうか。
栗原委員	はい。
山口議長	<p>それでは、続きまして、本日、この審議会への諮問事項はございませんが、報告事項が2点ございます。</p> <p>議事(3) 平成27年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況についてと、議事(4) 平成28年度上半期情報公開・個人情報保護制度の実施状況についてですが、事務局から順次、説明をお願いします。</p> <p>なお、質疑につきましては、2点の報告事項の説明の後、一括してお願いいたします。</p>
事務局 (三森課長補佐)	<p>事務局より報告させていただきます。</p> <p>それでは、まず平成27年度におきます、情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましてご報告させていただきます。</p> <p>まず、情報公開制度の実施状況からご説明させていただきます。資料3をご覧いただければと思います。</p> <p>資料3の1ページの上段、受付件数欄の左側にございます「請求」欄をご覧ください。</p> <p>平成27年度中、市長をはじめ全ての実施機関に対して合計60件の情報公開請求がございました。なお、実施機関欄のその他の1件でございますが、こちらは選挙管理委員会に対しての請求でございました。</p> <p>公開請求に対する決定内容等といしましては、全部公開が77件、部分公開が75件、非公開が4件、不存在と存否応答拒否が0件、取下げが4件、合計160件となっております。</p> <p>なお、1件の請求で複数の公文書を対象とした決定が行われたものがある</p>

ため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。

続きまして、請求欄の右側にございます「申出」につきましてご説明いたします。この申出という手続でございますが、情報公開請求により、既に公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から承継された公文書の公開が対象となるものでございます。これらにつきましては、情報公開請求ではなく申出という形で公開する制度でございまして、合計8件の申出がございました。

申出の主な内容についてでございますが、教科書採択に関するものの件数が多くございました。

2ページに移りまして、1番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、工事設計書に関する文書、各種契約書に関する文書の公開件数が多くございました。

2番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、法人等に関する情報が一番多く、次いで個人に関する情報となっております。

3番の不服申立ての状況ですが、平成27年度に部分公開、非公開決定に対する異議申立てはございませんでした。

次に、個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、1ページの下段でございます。

昨年度は、合計29件の請求がございました。決定内容等といたしましては、全部開示が7件、部分開示が20件、不開示が0件、不存在が1件、存否応答拒否が0件、取下げが2件、合計30件となっております。

こちらも決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっておりますのは、1件の請求で複数の公文書を対象とするものがあるためでございます。

なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。

3ページに移りまして、4番の個人情報開示内容の種類別件数についてでございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が多くございました。

5番の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多く、次いで法人等に関する情報となっております。

6番の不服申立ての状況ですが、平成27年度に部分開示、不開示決定に対する異議申立てはございませんでした。

4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、平成27年度中は開催はございませんでした。

8番の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況でございます。こちらの審査会は、公文書の部分公開や個人情報の部分開示決定等について異議申立てがなされたとき、市長の諮問により調査審議し、答申を行う機関でございます。平成27年度中に1回開催されております。この開催につきましては、

部分公開決定に対する異議申立てについて諮問があつたためでございます。

5ページ以降に添付しております一覧は、平成27年度に行いました公開済みの公文書一覧でございます。

資料3につきましては、以上でございます。

続きまして、資料4の説明をさせていただきます。平成28年度上半期におきます、情報公開・個人情報保護制度の実施状況につきましてご報告させていただきます。

まず、情報公開制度の実施状況からご説明させていただきます。資料4の1ページの上段、受付件数欄の左側にございます「請求」欄をご覧ください。

平成28年4月1日から9月30日までに、市長をはじめ全ての実施機関に対して合計19件の情報公開請求がございました。

公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が15件、部分公開が5件、非公開、不存在及び存否応答拒否が0件、取下げが4件、合計24件となっております。

なお、年度途中での集計であるため、合計では決定内容等の件数が請求件数よりも多くなっておりますが、実施機関ごとに見た場合、具体的には、教育委員会につきましては、請求に対する決定がまだなされていないものがあるため、請求件数の方が多くなっております。

続きまして、請求欄の右側にございます「申出」につきましてご説明いたします。この申出も平成27年度と同様でございまして、合計2件の申出がございました。

申出の主な内容についてでございますが、政務活動費に関するものの件数が多くございました。

2ページに移りまして、1番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、工事設計書に関する文書、政務活動費に関する文書の公開件数が多くございました。

2番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多く、次いで法人等に関する情報となっております。

3番の不服申立ての状況ですが、平成28年度上半期に部分公開、非公開決定に対する審査請求はございませんでした。

なお、平成27年度までは異議申立てでございましたが、平成28年4月の行政不服審査法の改正によりまして、審査請求に一元化されております。

次に、個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、1ページの下段でございます。

今年度上半期は、合計6件の請求がございました。決定内容等といたしましては、全部開示が0件、部分開示が5件、不開示が0件、不存在が1件、存否応答拒否、取下げが0件、合計6件となっております。

様式

	<p>なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。</p> <p>3ページに移りまして、4番の個人情報開示内容の種類別件数についてでございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が多くございました。</p> <p>5番の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多く、次いで文書不存在となっております。</p> <p>6番の不服申立ての状況ですが、平成28年度上半期に部分開示、不開示決定に対する審査請求はありませんでした。</p> <p>4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、平成28年度上半期の開催はございませんでした。</p> <p>8番の行政不服審査会の開催状況でございます。こちらの審査会は、先ほど3番でご説明いたしました審査請求と同じ理由でございますけれども、行政不服審査法の改正によりまして今年度4月より設置したものでございます。なお、本市におきましては、昨年度まで情報公開・個人情報保護審査会として設置しておりましたものを改組いたしまして、行政不服審査会といたしました。この審査会は、公文書の部分公開、個人情報の部分開示決定等や、その他の行政処分につきまして審査請求がなされたとき、市長の諮問により調査審議し、答申を行う機関となったものでございます。</p> <p>平成28年度上半期に1回開催されております。この開催につきましては、昨年度、改組前の情報公開・個人情報保護審査会に諮問されました案件の継続審議のためでございます。</p> <p>5ページ以降に添付しております一覧は、先ほどと同様、平成28年度上半期に行いました公開済みの公文書一覧でございます。</p> <p>以上が資料3、資料4の報告事項の説明でございます。</p>
山口議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ただいまの報告に対して、何かご質問はございますか。</p>
栗原委員	平成27年度及び平成28年度上半期において、審議会の開催はありませんということですが、直近ではいつこの審議会は開催されたのでしょうか。
事務局 (中山課長)	ただいまのご質問でございますけれども、直近の開催につきましては、平成22年度でございまして、年月日でいいますと、平成22年6月18日が直近の開催となっております。
栗原委員	この会議録は、どこかで入手可能でしょうか。審議会の流れが分からないので、前回の審議会でどのような討議がされたのかを確認させていただきたいのですが。
事務局 (中山課長)	今すぐに確認ができませんので、後ほどご確認をさせていただいてお答えをさせていただきたいと思います。
山口議長	栗原委員、それでよろしいでしょうか。

様式

栗原委員	はい。分かりました。
山口議長	それでは、ほかにどなたか質問がありましたら、挙手をお願いいたします。
浅見委員	はい。この審議会はどのような場合に開催されるのでしょうか。
事務局 (中山課長)	<p>ただいまのご質問でございますけれども、基本的に情報公開の審議会につきましては、所掌事務がございまして、2つ場面がございます。</p> <p>1つは、実施機関の諮問に応じて調査審議をしていただくということで、情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関すること、それから情報公開条例あるいは個人情報保護条例の中で審議会の意見を聴いて実施をするというよう規定をされている部分がございますので、そういう要請があったときに意見を聴くという場面がございます。それから、実施機関の諮問に応じて調査審議をしていただく以外のことでは市長に対して意見を述べる場合に、審議会の方で審議していただいて、意見を述べていただく。これが審議会の所掌事務となっております。平成22年度から現在までに、こちらの諮問事項はなかったということで開催はしていなかったということでございます。</p>
浅見委員	例えば、通常の請求を受け付けて、それが公開していいものであると判断した場合には、諮問はしないということですが、これはちょっと分からぬとか、どうしたらよいだろうかというときに諮問するということでしょうか。
事務局 (中山課長)	はい。そうでございまして、基本的に、情報公開は原則公開でございますので、公開をするわけでございますが、公開できないという状況が条例の7条等に書かれています。その中で、それに疑義がある場合には、審議会の方に諮るということで条例の方に記述がございますので、それに当たるケースについては審議会の方に諮らせていただくという流れになります。
山口議長	よろしいでしょうか。
浅見委員	はい。
山口議長	ほかにどなたかご質問がある方は挙手をお願いします。
栗原委員	今日の議事には、「その他」の項目が入っていたと思います。平成28年8月26日付けの本行発第48号で市長から出ていると思います。内容は、「(1) 会長及び副会長の選任 (2) 平成27年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況 (3) その他」と記載されているので、この扱いはどのようにになっているのでしょうか。
事務局 (中山課長)	ご通知申し上げました開催についての通知の中では、議事として(3)まで書かせていただいたわけではなかったのですけれども、「その他」というのは、事務連絡の中でひとくくりで連絡をさせていただくということでございました。ただ、もし議事として会長の方でお諮りいただけるのであれば、それはこちらの方で対応させていただきます。
山口議長	はい。分かりました。皆さんにお諮りしたいと思います。 それでは、議事の報告は済みましたが、次に「その他」で皆さんお気づ

様式

	きのことがありましたら、挙手をもってお願いしたいと思います。
栗原委員	この審議会は、全面開示され、全部掲載されるということですので、「その他」を議事として扱うことが可能かどうか。その辺を明確にしていただきたいと思います。
山口議長	どうでしょうか。事務局の方としては。
事務局 (中山課長)	本日の議事の中に「その他」という形では、事務局の方では用意していかなかったですけれども、審議会の中で「その他」について議事として取り扱つてよろしいということであれば、そこは議事として扱っていただいても構いません。
山口議長	はい。分かりました。 それでは、ただいま栗原委員から質問が出ましたが、皆さん、どうでしょうか。
阿部委員	先ほど栗原委員から意見が出ましたように、前回の8月26日の通知の中では、議事ということでは入っていないと思います。内容という意味で入っていると思います。「その他」が議題に含まれるかどうか、議題として「その他」という項目が適切かどうかその辺を調べてもらえればと思います。
山口議長	阿部委員の方から、今後の「その他」の取扱いについて曖昧で不適切かもしれないという意見がありました。それも一つの考え方ですね。議事の方に入るのか入らないのか、ということになりますから。
阿部委員	事務局の方には、その辺をちょっと確認していただきたいと思います。
山口議長	今、即答ということもできませんので、今後の課題ということによくその辺を精査していただいて、次のときには議事として「その他」を入れるか入れないかについて、判断をしていただければと思います。それでよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
栗原委員	今回は、初回なので、会を進めるに当たって、確認しておきたい事項や、こういう例はどうするかといったことについて、意見を述べさせていただくということはいかがでしょうか。
山口議長	そういういた委員さんの意見もあるかもしれませんね。副会長と事務局の方ともよくすり合わせしながら今後それを精査してやっていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。お任せいただけますでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。それでは、ほかに質問がないようでしたら、本日の議事を終了したいと思います。

様式

	<p>議事進行に際しましては、皆さまのご協力をいただきまして誠にありがとうございました。感謝申し上げます。本日の議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局 (中山課長)	<p>どうもありがとうございました。 それでは、本日の次第4事務連絡でございます。 事務局よりいくつか事務連絡をさせていただきます。</p>
事務局 (三森課長補佐)	<p>それでは、事務局の方から事務連絡をさせていただきます。 事務連絡の1つ目ですが、本日、お配りいたしました資料2、そして資料5から8までにつきまして、簡単ではございますがご説明させていただきます。 まず、資料2につきましては、情報公開条例と個人情報保護条例、それぞれの施行規則及び個人情報保護条例の中で平成27年10月5日に施行されましたいわゆる番号法を見ないと分からぬ箇所につきまして、一部抜粋をしたものでございます。参考にご確認いただければと思います。 次に、資料5と資料6につきましては、資料5が情報公開条例の逐条解説、資料6が個人情報保護条例の逐条解説となっております。 これらは、公開請求時等におきまして職員1人1人が確認しながら事務処理を行うことができるよう、行政管理課が作成しているものでございます。 情報公開条例と個人情報保護条例、それぞれの条例につきまして、条文の解説等ができるだけ分かりやすく行っておりますので参考にご確認いただければと思います。 次に、資料7につきましては、平成28年4月1日時点での各課の行政資料等の一覧表でございます。 この行政資料等一覧表につきましては、情報提供の積極的な推進を図り、円滑な情報提供に資するために作成しているものでございます。この一覧表に掲載されている資料等につきましては、各課においてお申込みいただければ、実費をご負担いただきますが、複写をお渡しすることが可能となっております。 なお、この一覧表への登録は随時可能となっており、引き続き内容を精査し、運用を行うものでございます。 最後に、資料8につきましては、改正個人情報保護法に基づき設置されました機関である「個人情報保護委員会」が作成したものです。 個人情報保護法は、平成27年9月に既に改正されており、一部施行された箇所がございますが、主な改正箇所につきましては公布の日から2年以内の政令で定める日から施行されることになっておりまして、施行日につきましては現時点で未定でございますが、今後、施行日に合わせまして、条例等関係箇所の改正を行って参ります。民間分野における改正内容もございます</p>

様式

	<p>ので、参考にご覧いただければと思います。</p> <p>事務連絡の2つ目ですが、来年1月中旬に職員を対象とした「情報公開制度研修」を、市役所6階大会議室を会場に開催を予定しております。委員の皆様にも後日、開催日等をお知らせさせていただく予定で考えております。任意の参加ということで報酬等をお支払できるものではございませんが、お時間がおありでしたら情報公開制度の参考としてご参加いただければと思います。</p> <p>事務連絡の3つ目その他ですが、次回の開催日程につきましては現時点です未定でございます。また、本日、閉会後、事前に通知させていただきました報酬のお支払に関する書類等につきましてご確認させていただきたいと思います。</p> <p>以上が事務連絡でございます。</p>
事務局 (中山課長)	ただいまの事務連絡につきまして、ご質問等はございますでしょうか。
栗原委員	資料7の行政資料等の一覧表の中で、ホームページ等で閲覧できるものはありますでしょうか。
事務局 (中山課長)	ホームページの方にどれが掲載されているのか確認をしておりませんが、一部公開されているものもあると思います。それをチェックした後、委員の方にご連絡をさせていただくということでよろしいでしょうか。
栗原委員	ありがとうございます。そうする機会がありましたらお願ひします。なぜこんなことを質問したかというと、2011年度に全国情報公開度調査というのが全国市民オンブズマン連絡会議で行っていて、2012年に公表されています。そこにおける本庄市のポジションについて、自分たちの立ち位置を分かっているのでしょうか。
事務局 (中山課長)	申し訳ありません。把握はしておりません。
栗原委員	情報公開についてどのくらいの立ち位置になっているか、それを職員の方々あるいは上の方々が分かって情報公開の運営はされていると思うのですが、その点をちょっと確認させていただければと思います。やっぱり、自分のところがどういう位置にあるのかということが自治体の中だと意外と分かっていないことが多いと思います。自ら出せる資料があればそれで説明してもらって結構だと思いますが、そういう資料がないのでしたら、こういった外からの資料に頼らざるを得ないのかなという気はしております。これは、後日で結構あります。
	もう1点は、先ほど今回の審議会の開催日程は現状未定ですということでお話がありましたが、皆さん先の予定がどんどん入ってくると思います。できることであれば、隔月になるのか、毎月になるのか、その場合に何曜日になるのか、そういう方向性を示していただけすると、この会議への参加度合いも

様式

	高くなると思います。なるべく8名中8名が参加できる状況で審議が諮られるのがいいと思います。そういった観点から、できるかぎり会議の日程は前に決めてもらいたいというお願いでございます。
事務局 (中山課長)	次回の会議の日程につきましては、できる限り早目にご周知をさせていただきたいと思います。 そのほかに今の事務連絡につきましてご質疑等はございますでしょうか。 大丈夫でしょうか。 それでは、委員の皆さんにはご熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。以上で本庄市情報公開・個人情報審議会を終了させていただけた いと思います。今後ともご協力をよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

平成28年/2月/10日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会 会長

山口 薫